

令和 2年 8月 3日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

新型コロナウイルス関連給付金申請期限

給付金・補助金申請期日について

【給付金及び補助金の申請期日について】

①雇用調整助成金

申請期間 令和2年1月24日～令和2年9月30日

②持続化給付金

対象期間 令和2年1月～令和2年12月

申請期間 令和2年5月1日～令和3年1月15日

③家賃支援給付金（経済産業省）

対象期間 令和2年5月～令和2年12月

申請期間 令和2年7月14日～令和3年1月15日

【東京都の家賃支援給付金が開設されています】

申請期間 令和2年8月中旬～

対象要件 1) 国の家賃支援金給付金の決定を受けていること
2) 都内に本店又は支店等の有る中小企業*1又は個人事業主であること
3) 都内の土地又は建物において、家賃等*2の支払いを行っていること

*1・中小企業基本法第2条に規定する中小企業者

・国と同様に、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人、
一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人等
会社以外の法人も幅広く対象

*2 管理費、共益費、消費税を含む

給付額 【法人分】 上乗せ金額＝1ヶ月の家賃支払額に対する1/12月分×3ヵ月
75万円以下…月額家賃×1/12 最大（月額）6.25万円
75万超225万以下…6.25万円+月額75万円の超過分×1/24分
最大（月額）12.5万円になります。

【個人分】 法人の1/2の支給になります。

詳細は、東京都のホームページでご確認をお願い致します。

その他の県及び市区町村単独の給付金も有りますので、お住まいの区役所等の
ホームページをご確認いただくと宜しいかと思えます。